

地域協働原状回復事業実施要領

(趣旨)

第1条 不法投棄の防止のために結成されたパトロール隊(以下「パトロール隊」という。)等によって発見された行為者不明等により放置された廃棄物で、不法投棄の誘発や地域の景観に支障があるなどの理由により、地域住民からの撤去要望があったものについて、地域住民自らが集積・積込等を行い、その撤去および処分に要した経費を県が負担し原状回復することで、地域の景観を保全するとともに、地域の不法投棄防止意識の醸成や地域でのパトロール活動などの推進を図る。

(実施主体)

第2条 当事業の実施主体は、パトロール隊など地域住民等のボランティア(以下「地域住民等ボランティア」という。)、地域ごみ対策会議(以下「会議」という。)および環境事務所とする。

(役割)

第3条 当事業の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 地域住民等ボランティアは、実施計画書や完了報告書の作成および集積・積込等の労力の提供を行う。
- (2) 会議は、実施箇所の選定や採択、関係者への採択の通知など、それらに係る事務を行う。
- (3) 環境事務所は、収集運搬業者、処分業者、重機業者の選定をはじめ撤去に要した費用の負担およびそれに係る事務、マニフェストの発行など、他のいずれの実施主体にも属さない業務の実施を行う。
- (4) 循環社会推進課は、事業実施に当たっての総合調整を行う。
- (5) 市町は、この事業を実施するに当たり、地域住民等ボランティアに対し指導・助言するとともに、廃棄物の処分において可能な限り協力を行う。

(対象とする廃棄物)

第4条 当事業の対象とする廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 原則として産業廃棄物とするが、一般廃棄物が混入している場合はその一般廃棄物も含むものとする。
- (2) 特別管理産業廃棄物等の有害物を除き、地域住民等で集積・積込等撤去作業が可能な廃棄物とする。

(採択条件)

第5条 当事業の実施に当たっては、次の条件を満たすものとする。

- (1) パトロール隊や事業者の協力などによって発見され、行為者が不明などの理由により撤去されず放置されている廃棄物で、更なる不法投棄の誘発の恐れや地域の景観に支障があること。
- (2) 地域住民等ボランティアが主体となって、自らが廃棄物の集積・積込等撤去作業を

行うこと。

(採択方法)

第6条 当事業は、地域住民等ボランティアから市町に実施計画書（様式第1号）が提出され、市町から推薦書（様式第2号）の提出があった箇所について、会議が選定し採択する。

(事業の実施)

第7条 事業の実施に当たっては、各実施主体が連携し、次のとおり実施するものとする。

- (1) 地域住民等ボランティアは、採択の通知を受けた場合は、速やかに廃棄物を撤去するとともに、撤去が完了した時は、完了報告書（様式第3号別紙）を会議に提出しなければならない。
- (2) 環境事務所は、会議で採択された箇所の廃棄物を撤去するために、収集運搬業者、処分業者、必要に応じて重機等の借上げの業者を選定しなければならない。
なお、事業終了後、環境事務所は、事業完了報告書（様式第4号）を循環社会推進課に提出しなければならない。

(経費負担)

第8条 環境事務所は、当事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、以下の経費を負担する。

- (1) 廃棄物の収集運搬、処分に要する費用
- (2) 廃棄物の撤去にかかる重機等の借上げに要する費用
- (3) 集積・積込作業に協力する地域住民のボランティア保険に加入する経費

付 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年5月28日から施行する。

様式第 1 号

地域協働原状回復事業実施計画書

番 号
年 月 日

市 町 長 様

団体名
代表者

実 施 予 定 場 所	市・郡 町
実 施 予 定 時 期	
廃 棄 物 の 種 類	
廃 棄 物 の 量	□
ボ ラ ン テ ィ ア 氏 名	

備考：位置図、現況写真を貼付すること

様式第2号

地域協働原状回復事業推薦書

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

市 町 長

地域協働原状回復事業について、別紙のとおり実施計画書の提出があり、内容を検討したところ、当事業として適切であると判断されますので、推薦します。

様式第3号

地域協働原状回復事業採択通知書

番 号
年 月 日

〇〇団体
〇〇 〇〇 様

〇〇地域ごみ対策会議会長

地域協働原状回復事業実施計画書について、内容を検討したところ適切であると判断され、当事業として採択しましたので、通知します。

なお、事業完了後、速やかに別紙様式により完了報告書を提出して下さい。

別紙

完了報告書

年 月 日

〇〇地域ごみ対策会議会長 様

〇〇団体
〇〇 〇〇

実施箇所	実施日	参加人数	廃棄物の種類	処理量
				t

- ※1 是正前、是正後の写真を貼付すること。
- ※2 処理量については、おおよその量を記入すること。

様式第 4 号

地域協働原状回復事業完了報告書

番 号
年 月 日

循環社会推進課長 様

〇〇環境事務所長

実施箇所	実施日	参加人数	廃棄物の種類	処理量	執 行 額
				t	収集運搬に要する費用 運搬車両 t車× 台 処分に要する経費 / t × t = 重機等の借り上げ経費 /台× 台 = ボランティア保険 /人× 人 =

※処理量については、比重換算により単位を t で記載すること。

地域協働原状回復事業実施細則

(対象とする廃棄物)

第1条 産業廃棄物を対象とするが、産業廃棄物に一般廃棄物や散在性ゴミが混入している場合は、地域の景観の保全や不法投棄の誘発を防止する趣旨から産業廃棄物の処理に併せて処理することが出来る。

(採択条件)

第2条 「行為者が不明など」とは、目撃者がいない場合や行為者を特定できる物がないなどで誰が不法投棄したか不明な場合、また、行為者が判明しているが、投棄後行方不明となり家族等の関係者も所在不明の場合も含むものとする。

(事業の実施)

第3条 事業の実施に当たっては、次により実施するものとする。

- (1) 環境事務所は、会議から採択の連絡があった場合は、地域住民等ボランティアと現地で立会の上で状況を確認し、処理の方法等を決定する。
- (2) 地域住民等ボランティアは、市町、環境事務所とお互いに協力して原状回復に当たるものとする。
- (3) 市町は、地域住民等ボランティアが原状回復を行うに際し、廃棄物の処理等について適切な指導・助言を行うものとする。
- (4) 環境事務所は、原状回復後の現場を確認するとともに、排出事業者としてマニフェストを交付するものとする。

(経費の負担)

第4条 経費の負担等は、次によるものとする。

- (1) 廃棄物処理業者の運搬に係る経費、処理施設での処理費、別途に必要な場合の重機借上料(回送費含む。)は県が負担するものとする。
- (2) 県が負担する経費は、予算の範囲内とする。
- (3) 県は、重機の借上料、運搬に係る経費および処理施設での処理費については、滋賀県財務規則に基づき実施するものとする。

(その他)

第5条 要綱、細則に、特に定めがない場合は、県および関係者が協議して決定するものとする。

付 則

この細則は、平成18年9月12日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

この細則は、平成25年5月28日から施行する。